別記第十六号様式の十七中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十八から別記第十六号様式の二十までの様式中「印」を削る。

別記第十七号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1　法第86条の２第２項ただし書の規定により同項第２号又は令第88条の３第３項第２号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の二から別記第十七号様式の八までの様式中「印」を削る。

別記第十七号様式の九中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の十中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1　「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の十一中「印」を削る。

別記第十七号様式の十二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の十三及び別記第十七号様式の十四中「㊞」を削る。

別記第十八号様式中「印」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

3　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の二から別記第十八号様式の九までの様式中「印」を削る。

別記第十八号様式の十中「㊞」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

3　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1　「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十二及び別記第十八号様式の十三中「㊞」を削る。

別記第十八号様式の十四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十五及び別記第十八号様式の十六中「㊞」を削る。

別記第十九号様式中「印」を削り、同様式備考五の次に次のように加える。

六　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十九号様式の二中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三　推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十九号様式の三から別記様式第十九号様式の五までの様式中「印」を削る。